

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 22 年 6 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）ミドリ東近江店 東近江市五個荘北町屋町 285 番 6 号

2 提出された意見の概要

東近江市からの意見

防犯対策として、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の深夜商業施設・大規模小売店舗の防犯指針を参考にし、推進願いたい。また、必要に応じ、東近江警察署の意見聴取の配慮も願いたい。

地元市民を積極的に雇用していただきたい。販売した電化製品の取り付けで外注される場合は、地元業者を積極的に活用いただきたい。

地元経済団体、五個荘商工会へ入会されたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町 7 - 23

東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町 10 - 5

(2) 縦覧期間 平成 22 年 6 月 9 日から平成 22 年 7 月 9 日まで